平成２２年（フ）第４７４号
兵庫県西宮市すみれ台３丁目11番地８、住民票上の住所兵庫県加東市秋津1983番地154
債務者　末永　治實
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２２号
群馬県前橋市山王町１丁目３番地９
債務者　田島　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
埼玉県春日部市備後東７丁目３番20号　クリンハイムビンゴ102
債務者　内山由希子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2464番地の２
債務者　赤津　秀秋
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　清美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番４―604号
債務者　後藤　正康
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
さいたま市北区吉野町１丁目354番地５　パステル堀之内605、旧住所埼玉県鴻巣市三ツ木177番地８
債務者　三瓶　清晴
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼尻　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
大分市青崎２丁目１番32号ビサイドアヴェニューB204
債務者　村上　龍一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８２号
新潟県新発田市西園町３丁目５番１号、前住所新潟県新発田市城北町３丁目２番20号
債務者　今井　貞勝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７２５号
北海道石狩市花川南５条２丁目242番地
債務者　藤田　容惇
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　史生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５号
熊本市植木町古閑27番地１、住民票上の住所熊本市健軍本町７番９号
債務者　中村　正友
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　安和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９号
熊本県八代市妙見町2151番地15
債務者　白谷　光康
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６２号
熊本県葦北郡芦北町大字大川内207番地
債務者　宮本　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５６１号
埼玉県蕨市北町５丁目10番７号　ユニハイム南浦和707号
債務者　伊藤あい子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
堺市北区中百舌鳥町１丁43番地２　シェソワ203号
債務者　小池　　明
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９９号
大阪府松原市北新町４丁目12番33号
債務者　加藤精工こと　加藤　慶博
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
大阪府堺市堺区南安井町４丁１番12号
債務者　村上　康彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
和歌山県橋本市岸上476番地の１
債務者　葉狩　庸介
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　行正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係